

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則（昭和三十一年厚生省令第二十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別表第一（第一条関係）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 血漿分画製剤であつて、以下に掲げるもの</p> <p>(1) ～ (13) (略)</p> <p><u>(14) 乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化第VII因子</u></p> <p><u>(15) ～ (40) (略)</u></p> <p>四 (略)</p>	<p>別表第一（第一条関係）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 血漿分画製剤であつて、以下に掲げるもの</p> <p>(1) ～ (13) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(14) ～ (39) (略)</u></p> <p>四 (略)</p>